

野田市選挙管理委員会告示第36号

令和8年5月24日執行の野田市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻は次のとおりである。

令和8年5月17日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲 一

場 所	繰り下げる時間	開く時刻
南コミュニティセンター1階期日前投票所	30分	午前9時
北コミュニティセンター1階期日前投票所	30分	午前9時
イオンノア店3階期日前投票所	30分	午前9時